

介護保険住宅改修 の手引き

～申請及び施工上の留意点等について～



© 日置市ひお吉くん

日置市イメージキャラクター「ひお吉くん」

この手引きは、介護保険における住宅改修費の支給申請において、気をつけていただきたいポイントや留意点について整理したものになります。

この資料に記載されている内容については、日置市における取扱いであり、他の保険者における取扱いとは異なる場合もあります。

令和6年4月 第1版
日置市介護保険課 給付係

1.介護保険制度における住宅改修について

在宅の要介護（要支援）状態の方が、可能な限り住み慣れた自宅で生活を送るために必要な住宅改修に関する費用の一部を給付するものです。住宅改修費の支給を受けるには、改修前と改修後に手続きが必要です。

住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また、持ち家の方と賃貸住宅の方との均衡等も考慮し、手すりの取り付け等比較的小規模なものが対象となります。

なお、対象となる工事については、厚生労働大臣により定められており、市が本人の状態や住環境等から必要と認めた場合に限り、支給されます。

介護保険で行う住宅改修は、一般で行うリフォーム工事等とは異なり、「本人が希望しているから」、「本人の生活がより便利になるように」ではなく、「本人のために必要な、個人の資産形成につながらない、必要最小限な工事」であることが大前提となります。そのため、施工の内容や必要とする書類に一定の基準があり、希望する工事が対象とならない事もあります。居室の変更や移動動線の見直し、自費での工事についても併せて検討してください。

手続等について面倒に感じることもあるかと思いますが、介護保険制度の趣旨を踏まえ、ご理解、ご協力をお願いします。

【厚生労働大臣が定める介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類】

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) (1) から (5) の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

2.住宅改修費の支給対象となる要件

以下の要件を全て満たす場合が対象となります。また、事前申請の手続きが無く、市の着工承認の前に工事を行った場合は、支給対象となりませんのでご注意ください。

- (1) 住宅改修工事を行う前に事前申請を行い、市の承認を得ていること。
- (2) 介護保険の要支援1～2又は要介護1～5の認定を受けており、工事完了日※において、認定の有効期間内であること。
(※対象者が死亡した場合は、既に工事が終わっている部分までが対象となります。)
- (3) 改修を行う住宅が、介護保険被保険者証に記載のある住所であること。
- (4) 対象となる住宅に、被保険者が実際に居住しており、病院に入院中又は介護保険施設等に入所中（一時帰宅は不可）でないこと。
- (5) 住宅改修を行う内容が、介護保険の給付対象であり、かつ、住宅改修が必要と認められる理由が、必要な工事種別、内容の選定理由と共に住宅改修が必要な理由書に記載されていること。
- (6) 住宅の所有者から、住宅改修について承諾を得ていること。

- ・介護認定申請中や入院・入所中で退院・退所日が決定している場合は、事前申請をして着工承認後に改修工事を行うことは可能ですが、支給申請は認定結果が出てから、又は退院・退所してからとなります。そのため、認定結果が「非該当」の場合や、退院・退所が中止になった場合は、住宅改修費用の全額を自己負担していただくこととなります。
- ・住宅の新築や増築、老朽化の補修は対象となりません。また、高齢者に適した造りとなっていると思われる有料老人ホームやグループホーム、高齢者向け住宅等も対象外となります。
- ・支給対象の工事内容であるかどうかは、保険者である日置市が決定します。同じ内容の工事であっても、保険者ごとに判断が異なる場合があります。
- ・住宅改修が必要な被保険者の心身の状況や住環境から、現時点で必要と認められる改修が対象となります。例えば、「今は自分で歩けるが、将来車椅子を使用するかもしれないのでスロープにしたい。」といった内容では認められません。

3.支給限度額

要介護状態区分に関わらず、改修費限度額は20万円です。住宅改修にかかった給付対象となる費用のうち、介護保険負担割合証に記載された割合（1割～3割）による自己負担額を控除した額を給付します。上限額を超えた分は全額自己負担となります。

また、支給限度額の範囲内であれば、複数回に分けて申請することも可能です。

1つの住宅で複数の被保険者に対し住宅改修を行う場合は、被保険者ごとに申請することは可能ですが、支給限度額を合算することはできません。各被保険者ごとに対象となる工事を分け、内容が重複しないようにしてください。

○3段階リセットの例外

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準として、下表に定める「介護の必要性の程度」の段階が3段階以上上がった場合には、それまでの利用状況にかかわらず再度20万円まで利用できます。ただし、3段階リセットが適用されるのは、被保険者1人につき1回限りです。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分（着工日）
第6段階	要介護5
第5段階	要介護4
第4段階	要介護3
第3段階	要介護2
第2段階	要支援2又は要介護1
第1段階	要支援1又は経過的要介護 旧要支援

例) 要介護1→要介護4の場合3段階リセット

※リセット前に住宅改修費の支給限度額の残額があっても、リセット後に持ち越されません。

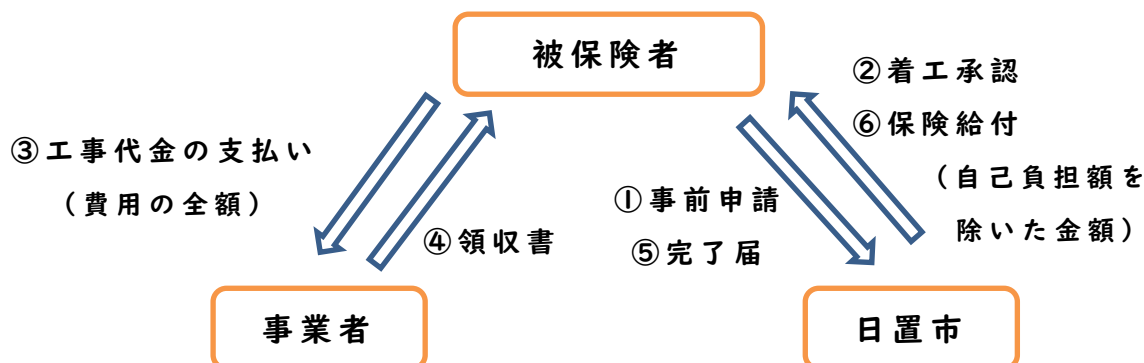
○転居リセットの例外

被保険者が転居した場合（住民票の届出手続きをした場合）は、転居前の住宅にかかる住宅改修費の支給状況とは関係なく、再度利用できます。なお、転居前の住宅に再び転居した場合は、転居前の住宅に係る支給状況が復活します。

4. 支払方法

(1) 償還払方式

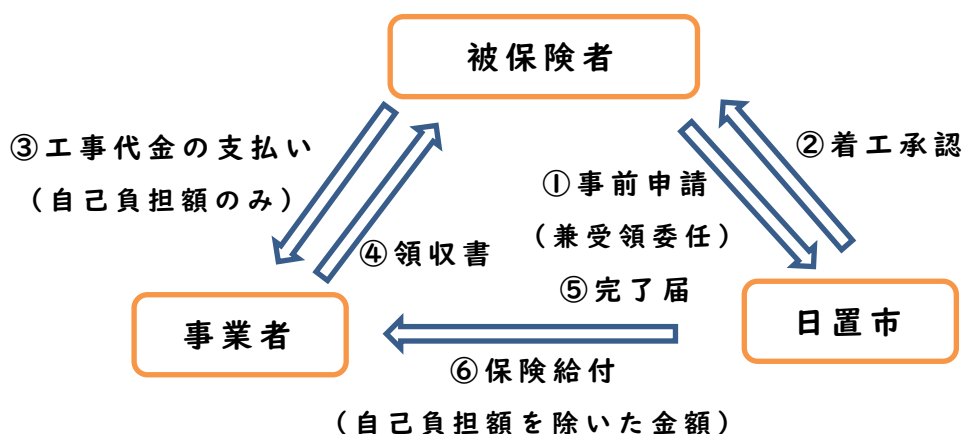
改修費用全額を被保険者が一旦施工業者へ支払い、給付の対象となる部分から自己負担額（1割～3割）を除いた額を、保険給付として本人へ支払う方法です。



※認定結果が「非該当」の場合や、退院・退所が中止になった場合、全額自己負担となります。

(2) 受領委任払方式

支給限度額内において、事業者へ自己負担額分のみを支払い、自己負担額を除いた費用の全部又は一部を日置市から事業者へ支払う方式です。ただし、施工内容に給付の対象とならない部分が含まれるときは、被保険者が対象外費用の全額を支払う必要があります。



※以下の場合、償還払での取扱いとなります。

- ✓ 保険給付の支払方法が変更となっている場合
- ✓ 施工事業者が受領委任払事業者登録を受けていない場合

5.住宅改修の種類

介護保険の給付対象となる住宅改修の種類及び留意事項は以下のとおりです。対象の可否については、対象者の状況等により個別に判断する場合がありますので、必ず事前に相談ください。

(1) 手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するもの。

【参考】

○ 保険給付の対象工事	× 対象外の工事
○ 居室内の手すり（居間、便所、浴室、玄関等）	× 敷地外の手すり
○ 敷地内の手すり（玄関ポーチから門扉までの通路等）	× 付加機能が付いた手すり（紙巻器付き手すりなど）の付加部分
○ 既存手すりの取替え・移設（身体状況の変化により合わなくなった場合のみ）	× 固定されていない家具等への手すりの設置
	× 既存手すりの老朽化、汚損による取替え
	× 集合住宅の共用部分の手すり
	× 福祉用具貸与の対象である手すりに該当するもの

【留意いただきたい事項】

- ・家のイメージに合わない等の理由で、必要以上に高価な部材を希望される事例が見受けられます。介護保険制度の性質上、必要最小限の部材での工事をお願いしています。
- ・固定しない床置きや突っ張るタイプの手すり、便器を囲んで使用する手すりは福祉用具貸与の対象となります。
- ・家具等が住宅に据え付けられており、かつ、手すりを取り付けるのに十分な強度がある場合は、支給対象となります。この場合、施工業者は改修前の写真にその旨を添え書きしてください。
- ・跳ね上げ式や着脱式の手すりについては、取り外しができないよう住宅に固定化する工事が行われている場合に限り、支給対象となります。この場合も、支給申請の際に固定した状態が確認できる写真を追加してください。

- ・ 保険給付対象外の部分が含まれた製品（紙巻器付き手すりやホルダー付きスライドバー等）は、一体的な商品であっても手すり部分の費用と付加機能部分の費用が明確に区分できない場合、対象となりません。
- ・ 壁の両側に手すりを設置する場合（既に片側にあり、追加して設置する場合を含む）は、両側に手すりが必要である身体的な理由を理由書に具体的に記載してください。
- ・ 出発地と目的地が同じである異なる経路に、それぞれ改修工事を行う場合は、必要性が高い方のみを対象とします。
- ・ 移動または移乗に資することが前提ですので、動作内容や経路が確認できるように「居室から浴室までの移動」等と理由書に記載してください。

(2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜の解消。

【参考】

○ 保険給付の対象工事	× 対象外の工事
○ 敷居を低く（撤去）する工事	× 福祉用具貸与の対象となるスロープの設置や、福祉用具購入費の対象となる浴室すのこの設置による段差の解消
○ 上がりかまちへの踏み台の固定設置する工事	× 昇降機や段差解消機等を設置する工事
○ スロープの設置工事	× 転落防止柵の設置単独の工事
○ 浴室の床のかさ上げ	× 掘りごたつ等の床下スペースを埋める工事
○ 浴槽の取替え※ ※（またぎ高さ、浴槽深さ、浴室床との高低差が軽減される場合のみ）	× 破損や老朽化に伴う段差の修繕工事
○ 段差の段数を増やし高低差を軽減する工事	× 浴槽を広くする意味での浴槽の取替え
○ 車椅子等の通行に支障がある場合に傾斜を解消する工事	× 段差解消を伴わない通路や階段踏面の拡張

【留意いただきたい事項】

- ・家のイメージに合わない等の理由で、必要以上に高価な部材を希望される事例が見受けられます。介護保険制度の性質上、必要最小限の部材での工事をお願いしています。
- ・動線上に複数の段差があるが、段差解消を行う場所と行わない場所がある。段差解消を希望する高さの段差より高い段差がある等、住宅改修を行う理由に整合性の取れないものについては、対象となりません。
- ・畳や板間が古くなっており、床の沈み込み等により生じた段差につまづくことを理由に改修を行おうとするケースが見られます。物理的摩耗や老朽化が原因と考えられるものは対象となりません。
- ・踏み台の幅については、通行に必要な幅員のみを面積按分したものを対象とします。（本人の状況により個別に判断します。）

- ・居室全体や廊下のかさ上げについては、介護保険制度の趣旨を踏まえ、工事内容が適切であるかを必ず確認してください。
- ・浴槽の取替えによる段差解消は、福祉用具の活用や浴室床のかさ上げ工事の対応を検討してください。それでもなお段差解消ができず、浴槽交換以外の方法では難しいと判断した場合に限り対象とします。その場合であっても、交換前と後で浴槽のまたぎ高さ、浴槽深さ、浴室床との高低差が同じ場合は対象となりません。
- ・ユニットバスについては、対象部分と対象外部分が混在しているため、本人に必要な住宅改修であっても必ずしも全てが支給対象となるわけではありません。メーカー発行の価格振り分け表をもとに、項目ごとに金額の按分ができる場合のみが対象となりますので、壁部分、床部分等を細かく分け、ユニットバス全体の工事と保険対象工事の内訳が分かるものを添付して下さい。内訳が「一式」等の記載で金額が按分できない場合は、対象となりません。
- ・支給対象外工事が含まれる場合は、対象部分の抽出、按分等の方法で支給対象となる費用を算出し、区分してください。区分できない場合は工事の全てが対象外となります。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等を想定。

【参考】

○ 保険給付の対象工事	× 対象外の工事
○ 畳から板製床材、ビニル系製床材への変更	× 老朽化及び破損による床材の変更
○ 浴室床材を滑りにくい床材に変更	× 同じ材質への床材（木製板材から木製板材）への変更
○ 屋外の通路を滑りにくい舗装材へ変更	× 転倒時のけが防止を目的とした柔らかい床材への変更
○ 滑り止め剤の塗布	× 浴槽用滑り止めマットの設置 × 通路の拡張・新設に該当する工事

【留意いただきたい事項】

- ・家のイメージに合わない等の理由で、必要以上に高価な部材を希望される事例が見受けられます。介護保険制度の性質上、必要最小限の部材での工事をお願いしています。
- ・通路の幅については、通行に必要な幅員のみを面積按分したものを対象とします。（本人の状況により個別に判断します。）
- ・滑り止め剤の塗布等による工事については、十分な耐久性があるか十分に確認・検討をしてください。
- ・畳や板間が古くなっており、床の沈み込み等による歩行の困難さを理由に改修を行おうとするケースが見られます。物理的・科学的な摩耗や老朽化が原因と考えられるものは対象となりません。
- ・支給対象工事が含まれる場合は、対象部分の抽出、按分等の方法で支給対象となる費用を算出し、区分してください。区分できない場合は対象となりません。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えると
いった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設
置等。

【参考】

○ 保険給付の対象工事	× 対象外の工事
○ 開き戸から、引き戸、折戸、ア コーディオンカーテンへ取替 え	× 老朽化による取替え、修理 × 自動ドアに変更した際の動力 部分関係の費用
○ ドアノブの変更（レバー式等）	× 扉の使用に支障がない場合の 単なる間口の拡大
○ 戸車の設置	
○ 扉の撤去	× 雨戸の取替え

【留意いただきたい事項】

- ・家のイメージに合わない等の理由で、必要以上に高価な部材を希望される事例が見受けられます。介護保険制度の性質上、必要最小限の部材での工事をお願いしています。
- ・扉位置の変更は、そのままでは車いすや歩行器が通れない場合等に限
り対象とします。
- ・支給対象工事が含まれる場合は、対象部分の抽出、按分等の方法で
支給対象となる費用を算出し、区分してください。区分できない場合
は対象となりません。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合を想定。

【参考】

○ 保険給付の対象工事	× 対象外の工事
○ 和式便器から洋式便器への変更(洗浄機能等が付加されたものは便器と一体型となっているものに限る)	× 洋式便器から洋式便器への取替え × 水洗化または簡易水洗化にかかる費用
○ 既存の便器の位置や向きの変更	× 洗浄機能一体型便器設置に伴う給排水及び電気工事
○ 便器の取替えに伴う床、壁の解体、床の修復工事	× 便座を暖房や洗浄機能が付加された便座への取替え
○ 既存の和式トイレを壊し、別の場所に新設する工事	× 小便器や手洗い器の撤去費用 × 便器の取替えに伴う、トイレの拡張工事

【留意いただきたい事項】

- ・家のイメージに合わない等の理由で、必要以上に高価な部材を希望される事例が見受けられます。介護保険制度の性質上、必要最小限の部材での工事をお願いしています。
- ・既存の和式便器を残し、洋式便器を別の場所に設置する場合は、取替えではなく新設に該当しますので、対象となりません。
- ・トイレの移設に伴い和式便器から洋式便器へ取替える場合、便器及びその設置費用のみが対象となります。
- ・工事の伴う仮設トイレの設置費用は対象外です。
- ・支給対象工事が含まれる場合は、対象部分の抽出、按分等の方法で支給対象となる費用を算出し、区分してください。区分できない場合は対象外となります。

(6) 上記(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

ア 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

イ 段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪帽子を目的とする柵や立ち上がりの設置

ウ 床または通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

エ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

オ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係る物を除く)、便器の取替えに伴う床材の変更。

(7) その他

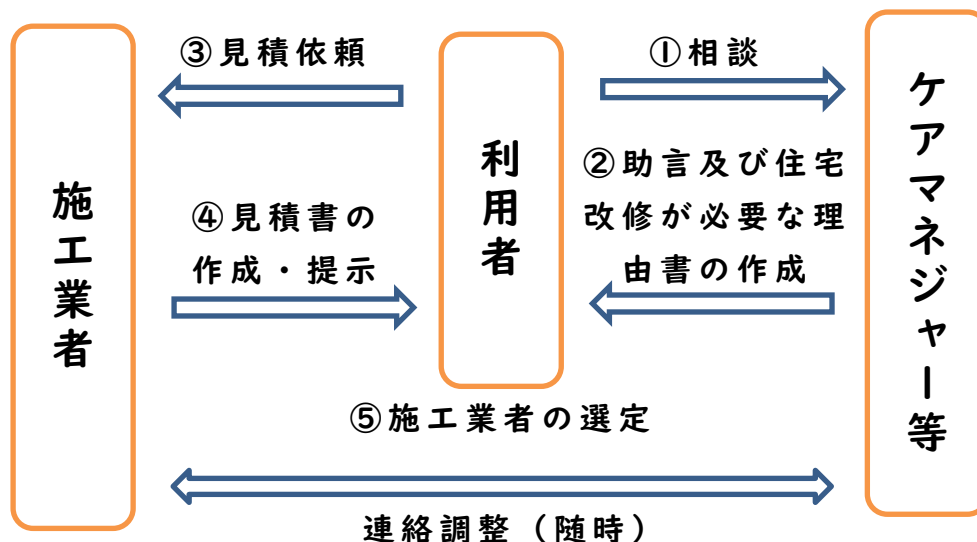
本人または家族等が自ら行う住宅改修については、材料費のみが支給対象となります。この場合、見積書は本人または家族等が作成してください。また、工事内訳書には、材料の販売事業者が発行する内訳(レシート等の写し)を添付してください。

介護保険法の住宅改修の規定のほか、建築基準法も遵守してください。部材の取り付けは、メーカー等で定められている方法で取り付けてください。

6 手続きの流れ

(1) 住宅改修の相談

担当のケアマネジャーに住宅改修について相談します。担当のケアマネジャーがいない場合や、要介護（要支援）認定を受けていない場合は、介護保険課又は地域包括支援センター、居宅介護支援事業所へ相談してください。



利用者等及び施工業者の方は、必ず理由書作成者（ケアマネジャー等）と十分な打ち合わせ等を行ってください。

また、施工業者に指定はありませんが、業者の選定に際し、「知り合いだから」等の理由のみで選定はできません。適正な給付の観点から複数の施工業者から見積を取り、比較検討をしていただくようお願いしています。

居宅サービス計画書等を作成する介護支援専門員又は地域包括支援センターの担当職員は、利用者に対し、複数の住宅改修の事業所から見積もりを取るよう、説明を行うことが義務付けられています。（平成30年7月13日老高発0713第1号）

(2) 事前申請

住宅改修費の支給を受けるには、工事を着工する前に事前申請を行い、市の承認を得る必要があります。承認前（着工途中を含む）に行った工事は支給対象となりません。

【事前申請に必要な書類】

償還払方式

- ①介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書
- ②住宅改修の承諾書
※被保険者又は同居の配偶者名義の住宅でない場合のみ必要
※共有名義等の場合は、所有者全員の承諾が必要
- ③住宅改修が必要な理由書
- ④工事見積書
- ⑤図面
- ⑥写真
- ⑦居宅サービス計画書（第1表～第3表）又は介護予防サービス・支援計画書の写し
※ケアマネジャー等により作成されている場合のみ必要。
- ⑧受領に関する委任状
※被保険者名義以外の口座に振込む場合のみ

受領委任払方式

- ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）
- ②住宅改修の承諾書
※利用者又は同居の配偶者名義の住宅でない場合のみ必要
※共有名義等の場合は、所有者全員の承諾が必要
- ③住宅改修が必要な理由書
- ④工事見積書
- ⑤図面
- ⑥写真
- ⑦居宅サービス計画書（第1表～第3表）又は介護予防サービス・支援計画書の写し
※ケアマネジャー等により作成されている場合のみ

【留意いただきたい事項】

・書類を提出される方について

工事内容の詳細や本人の状況等についてお尋ねする場合がありますので、説明ができるようお願いいたします。

・申請書について

申請書の文字や数字を訂正する場合は、修正テープ等を使用しない

てください。また、摩擦熱により文字を消せるインクを使用した申請書は受け付けられません。なお、氏名及び金額の訂正はできません。

・住宅改修が必要な理由書

原則、居宅サービス計画等を作成しているケアマネジャー等の担当者が理由書を作成してください。居宅介護支援事業所等との契約をしておらず、他に介護サービスの利用が無い等の理由で、ケアマネジャー等以外（作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の合格者等）が理由書を作成した場合は、窓口で資格証原本の確認を行います。

- 申請者の身体状況や介護状況を把握し、改修により、日常生活をどう変えたいのか、どこをどのように改修したいのかを、具体的に記載してください。

・工事見積書

工事見積書については、国から標準書式が示されています。基本的には標準書式を使用してください。ただし、標準書式に記載されている内容が全て記載されている場合は、雛形は問いません。

- 「住宅改修の種類」、「写真等番号」、「改修部分」、「名称」、「商品名・規格・寸法等」、「数量」、「単位」、「単価」、「金額」を適切に記載してください。
- 材料費、施工費等は適切に区分してください。区分が困難な場合を除いて材工「一式」等の表記は避けてください。「一式」では支給対象となる工事か判断できませんので、再提出をお願いする場合があります。
- 見積書は被保険者本人の氏名（フルネーム）で作成してください。また、社判の押印、作成年月日及び有効期限を記載してください。
- 算出根拠は説明を要する内容（付帯工事や自費部分を含む工事）について記載し、対象部分を抽出する場合は、その範囲を明示してください。特に、給付対象外の工事を含む場合は、対象となる部分と明確に分けて記載してください。なお、諸経費については、他の事例と比較して著しく高額でない事等の観点を含め個別に判断することになります。本市では、書類作成費、役所への書類申請手間、写真代、作業員の損害保険料等については認めておりません。

・ 図面

- 平面図等により、改修前後の状態が分かるよう適切な大きさに作成してください。また、改修箇所には写真等の番号に対応した番号を記載してください。
- 玄関ポーチや庭等、屋外工事の場合は、自宅間取りの詳細まで記載する必要はありませんが、建物との位置関係が分かるように記載してください。
- 段差解消工事の場合、当該箇所の高さ（改修前・後）が分かるよう、断面図も添付して下さい。

・ 写真

- 写真の大きさは、L版程度のカラー写真とし、A4サイズ用の紙に貼付し、写真の番号と見積書や図面の番号と一致させてください。現像した写真のみの提出や、A4用紙いっぱい印刷したものは受付できません。
- 改修箇所の位置や、改修が必要な状態が分かるように撮影してください。不明瞭な場合は、取り直しをお願いする場合があります。
- 写真には撮影日を必ず入れてください。日付が入らない物は日付を記載した紙等を写真に写し込んでください。
- 手すり等の設置の場合、取り付け箇所が分かるようテープを貼って撮影するか、写真内に記載するなどしてください。
- 段差解消の場合は、段差にスケールを当て、当該箇所の高さ（改修前）が分かるように写真を撮影してください。

・ 居宅サービス計画書等（ケアプラン）の写し

総合的な判断をするため、住宅改修について記載したケアプランを作成してください。ケアプランには、本人の状況を踏まえ、住宅改修の必要性や住宅改修を行うことでの改善点を具体的に記載するようにしてください。

(3) 事前申請確認結果の通知

提出された書類を介護保険課で審査します。申請書類だけでは内容が分かりにくいものや、利用者の状況等を直接確認する必要がある際は、理由書作成者及び施工担当者の同席にて現地にて施工内容や被保険者の身体状況等を確認する場合がありますので、ご協力を

お願いします。

審査完了後、着工を承認する場合は、申請者に事前審査通知書を送付します。

- 書類の確認や決裁等に 10 日程度（閉庁日を含みません）を要します。早期の審査を希望されても施工予定日までに承認できない場合がありますのでご了承ください。
- 過去に住宅改修を行っている場合、前回までの金額を控除した金額が支給基準額となります。
- 着工承認後、理由書作成者は施工業者と通知内容を共有したうえで工事を開始するようにしてください。

必ずしも申請した内容全てが承認されるとは限りません。場合によっては書類の修正や再提出をお願いすることがあります。

着工承認はあくまで当該住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを事前に通知するためのものであるため、住宅改修費の支給を決定する通知ではありません。

事前申請で承認された工事内容（改修箇所・種類の変更等）、工事金額に変更が生じる場合は、速やかに理由書作成者から介護保険課へ相談してください。（閉庁日の場合は、その直後の開庁日）相談がなく工事を進めた場合、支給対象外となる場合があります。

(4) 事後申請（完了届）

事前申請時に確認した内容と工事内容に相違が無いが、提出された書類をもとに審査し、支給が適切と認められた場合、住宅改修費を支給します。

- 審査時、内容によって現地確認を行う場合があります。
- 通常の場合、申請書を受理した月の翌月末に給付費を支給しますが、現地確認や書類の修正等を依頼した場合等、審査に時間を有した場合は、この限りではありません。

工事内容の変更が、事後申請時に判明した場合、支給対象外となる場合があります。その場合、施工事業者は、支給対象外となった金額を、利用者に請求していただくことになります。

【事後申請に必要な書類】

償還払方式、受領委任払方式共通

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①住宅改修工事完了届兼請求書②領収書（原本）③工事内訳書④写真 |
|--|

【留意いただきたい事項】

・住宅改修工事完了届兼請求書

申請者（被保険者）の押印が必要です。金額の訂正はできませんので、支給基準額等について正しく把握していただくようお願いします。

・領収書について

以下の事項及び次ページの留意事項を確認してください。

- 被保険者の氏名（フルネーム）を記載してください。
- 1円未満の端数は切り上げます。
- 収入印紙の貼付忘れ等、印紙税法の違反が無いように注意してください。
- 領収額は本人負担分の金額とし、但し書きには必ず「住宅改修費の総額」と「介護保険の利用者負担額（介護保険の支給基準額を超える額と対象外軽費がある場合は対象外の費用）」が分かるよう記載してください。

【受領委任払取扱い時における利用者負担分の算出に当たっての留意事項】（1割負担の場合）

例1 改修費用の額が123,456円の場合

$$123,456 \text{ 円} \times 1/10 = 12,345.6 \text{ 円}$$

利用者負担額 = 12,346円（1円未満の端数切り上げ）

例2 これまで123,456円の住宅改修を行っている利用者が、新たに90,000円の住宅改修を行う場合

（支給基準額）

$$200,000 \text{ 円} - 123,456 \text{ 円} = \underline{76,544 \text{ 円}} \text{（ア）}$$

（支給基準額を超える額）

$$90,000 \text{ 円} - 76,544 \text{ 円} = \underline{13,456 \text{ 円}} \text{（イ）}$$

（利用者負担額）

$$\text{（ア）} \times 0.1 + \text{（イ）} = 21,110.4 \text{ 円}$$

（1円未満の端数切り上げ）21,111円（ウ）

※支給基準額を超える改修費用は、住宅改修の支給対象とはなりませんので、この場合は、介護保険対象の1割分（7,655円）と、支給基準額を超える分（13,456円）を利用者から受け取りますので、領収証にはその合計額である21,111円を記載してください。

例2の場合の領収書の記載例

領収書

日置太郎 様

令和〇年〇月〇日

領収金額 ¥21,111円

但し、住宅改修費（90,000円）の利用者負担額（介護保険対象額7,655円、対象外部分13,456円）として

上記正に領収しました。

事業所名・代表者 （社印）

・工事内訳書

工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してください。また、住宅改修費の支給対象とならない工事が含まれている場合は、支給対象となる工事が工事内訳書において適切に算出されたものであることを明示するようにしてください。

・写真

- 事前申請時に撮影したものと同一アングルで撮影してください。
- 写真の大きさは、L版程度のカラー写真とし、A4サイズの用紙に貼付し、写真の番号と見積書や図面の番号と一致させてください。現像した写真のみの提出や、A4用紙いっぱい印刷したものは受付できません。
- 改修箇所の位置や、改修内容が分かるように撮影してください。不明瞭な場合は、再撮影をお願いする場合があります。
- 撮影日を必ず入れてください。日付が入らない物は日付を記載した紙や黒板等を写真に写し込んでください。撮影後にパソコン等を使い日付を編集したものや、写真に日付を手書きで記入したものは受付できません。
- 段差解消の場合は、全体写真だけでは、段差が解消されているか不明瞭な場合があります。段差にスケールを当て、解消された高さが分かるように写真を撮影してください。また、踏み台を設置する場合は、ビス等で固定した部分分かるようにしてください。

(5) 支給決定

書類内容を審査し、決定後に住宅改修費の給付を行います。償還払の場合は、支給申請書に記載された振込先口座へ、受領委任払の場合は、事業所の振込先口座へ振り込みます。

7 申請書等の様式について

申請書は、最新のものを使用してください。様式は市ホームページからダウンロードできます。

【住宅改修が必要な理由】

(1) 1 ページ目

<基本情報>

○利用者

必要事項（被保険者番号、生年月日、要介護度、認定の有効期間）に誤りや未記入の部分が無いよう、介護保険被保険者証を確認して記載してください。

○作成者

理由書作成者は基本的にはケアプランを作成する介護支援専門員等とします。理由書の作成は居宅介護支援事業又は介護予防支援事業の一環であるため、住宅改修の計画についての最終的な責任は、ケアプラン作成者となります。

居宅介護支援事業所等との契約をしていない等の理由で、その他の専門職（作業療法士等）が理由書を作成する場合は、その資格を記載し、書類提出時に資格証の原本を提示してください。

○保険者・評価

介護保険課で記入しますので、この欄は記載しないでください。

<総合的状況>

○利用者の身体状況

住宅改修の必要性について、身体的根拠となる利用者の状況を記載します。この欄は既往歴や入退院の履歴、治療の状況を単に記載するのではなく、疾病の影響による可動域の制限や認知症等といった利用者の身体状況が、立ち上がり、姿勢保持、屋内外の移動などの日常生活動作にどのように影響しているかを現在の住環境を踏まえ記載するようにしてください。

○介護状況

家族等による支援の状況や利用している介護サービスについて記載します。自宅外での介護状況についても、改修目的の根拠となりますので、記載してください。

○住宅改修により利用者等は日常生活をどのように変えたいのか

利用者等の希望をそのまま記載するのではなく、上記の内容を踏まえ、生活動線上の不具合をどのように改善したいかを記載してください。また、改修しない動線についてはその理由（既設手すりがある等）を記載してください。

～状況が把握しやすい記載例～

①
②
・脳梗塞後遺症により、右半身に力が入りづらく、少しの段差で躓く。屋内は壁伝いでゆっくり移動できるが、部屋の敷居段差で転倒したことがあるため、足の上りを伴う昇降動作に不安がある。また、扉の開閉時はふらつくことがあり、体を支える必要がある。屋外は左手に杖を持ち介助無く移動できる。

- ③
- ① 疾病を起因とする身体状況等が把握しやすい。
 - ② 改善したい内容及び状況が具体的に記載してある。
 - ③ アセスメントから得られた見立て。

～もう少し状況を記載して欲しい記載例～

①
②
・令和〇年に脳梗塞を発症。他にも高血圧、膝関節症がある。杖を使用しているが、動きが悪く転倒の危険があり、本人も不安に思っている。

- ③
- ① 疾病の羅列だけでは日常生活にどのような影響を与えているか不明。
 - ② 杖はいつ使用しているか。屋内外の使い分け等を記載してください。
 - ③ どのような動きが危険で、何が不安なのか具体的に記載してください。

○福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定

貸与及び販売対象の福祉用具の利用状況についてチェックを入れてください。

改修前の欄は、理由書提出時の状況で判断します。改修後の欄は、住宅改修で行う内容をチェックするものではありません。（手すり、スロープの改修を行う際、チェックを入れている例が多く見られます。）

(2) 2 ページ目

1 ページ目の記載内容を踏まえ、生活動線上の場所や動きを改修箇所ごとに、具体的に記載してください。

① 改善をしようとしている生活動作

以下の内容に留意してください。

○ 排泄

排泄を目的としたトイレまでの移動や、トイレ内での動作等。

○ 入浴

入浴を目的とした浴室までの移動や、浴室内での動作。入浴を伴わない動作（洗面所までの移動）は含みません。

○ 外出

居室等から自宅の敷地外に出ることを目的とした移動。庭先に出る等の行為など、敷地外に至る移動でない動作は含みません。

○ その他の活動

上記のいずれにも該当しない目的の動作。

② ①の具体的な困難な状況

支障が生じている動線について困っている具体的な状況を記載してください。1 ページ目に記載をしている身体状況等はこの欄に改めて記載する必要はありません。

（例：便座への立ち座りは窓枠を頼りに行っているが、つかみ損ねそうになることもあり、特に立ち上がる際に不安があり困っている。）

③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針

どのような目的で住宅改修を行うのかをチェックし、住宅改修により②に記載した困難な状況がどのように改善するのかを記載してください。

（例：便器横に縦手すりを設置し、つかみ損ねによる事故を防止することで、安全に立ち上がれるようになり、不安なく排泄動作ができる。）

④ 改修項目

改修項目にチェックし、見積書標準書式に記載してある写真等番号、改修場所及び改修部分に対応した記載をしてください。

（×トイレ内に手すり→○①トイレ壁縦手すり）